

BIGBOX高田馬場西武フィットネスクラブ 会員規約改正のご案内

平素は当クラブをご利用いただきまして誠にありがとうございます。2017年1月1日より会員規約の一部を改正させていただきますのでご案内申し上げます。

【改正前】	【改正後】
規約	規約
(会員の除名) 第10条 (3) 月会費・利用料金等当社に支払うべき料金の支払いを怠ったとき。 (施設利用の禁止) 第15条 (18) 新たに追記。	(会員の除名) 第10条 (3) 月会費・利用料金等当社に支払うべき料金の支払いを 3か月以上滞納したとき 。 (施設利用の禁止) 第15条 (18) 月会費・利用料金等を支払期日までに支払わなかったとき 。
細則	細則
(月会費等の支払い) 第2条 会員は、当社に対し、毎月26日に翌月分の月会費を支払うものとします。なお、当該支払方法については、会員指定の口座から引き落す方法とします。 (会員種別またはクラス変更) 第3条 会員が会員種別またはクラス変更を希望するときは、変更を希望する月の前月末日までに、会員本人またはその法定代理人が当クラブ施設に会場し、所定の手続きをとるものとします。 ジュニア会員のクラス変更手続き期日を追記。 2 会員は、月会費等の未納があるときには、会員種別およびクラス変更手続きをすることはできません。	(月会費等の支払い) 第2条 会員は、当社に対し、毎月26日に翌月分の月会費・ 利用料金等 を支払うものとします。なお、当該支払方法については、会員指定の口座から引き落す方法とします。 (会員種別またはクラス変更) 第3条 会員(ジュニア会員を除く)が会員種別またはクラス変更を希望するときは、変更を希望する月の前月末日までに、会員本人またはその法定代理人が当クラブ施設に会場し、所定の手続きをとるものとします。 2 ジュニア会員が会員種別またはクラス変更を希望するときは、変更を希望する月の前月14日までに、会員本人またはその法定代理人が当クラブ施設に会場し、所定の手続きをとるものとします。ただし進級テストに合格した場合によるクラスの変更はこの限りではありません。 3 会員は、月会費・ 利用料金等 の未納があるときには、会員種別およびクラス変更手続きをすることはできません。
(休会) 第4条 3 会員は、月会費等の未納があるときには、休会手続きをすることはできません。	(休会) 第4条 3 会員は、月会費・ 利用料金等 の未納があるときには、休会手続きをすることはできません。
(退会) 第5条 2 退会月の月会費は、退会月の途中から利用がなかったとしても全額支払わなければなりません。 4 会員は、月会費の未納があるときには、退会手続きをすることはできません。	(退会) 第5条 2 退会月の月会費・ 利用料金等 は、退会月の途中から利用がなかったとしても全額支払わなければなりません。 4 会員は、月会費・ 利用料金等 の未納があるときには、退会手続きをすることはできません。
(附則) 本細則は2016年6月16日から発効します。ただし、当社が会員に通知した2016年5月16日付書面に基づく変更手続き(月会費の引落とし先の変更)を完了していない会員に対しては、その手続きが完了するまでの期間、2016年5月1日付細則を適用するものとします。	(附則) 本細則は2017年1月1日から発効します。ただし、当社が会員に通知した2016年5月16日付書面に基づく変更手続き(月会費・ 利用料金等 の引落とし先の変更)を完了していない会員に対しては、その手続きが完了するまでの期間、 本細則第3条第1項・第2項を除き 、2016年5月1日付細則を適用するものとします。